

概要版

とちぎ

食の安全・安心・信頼性の確保 に関する基本計画

(5期計画)



令和8(2026)年度～令和12(2030)年度



栃木県

1 計画策定の趣旨

本県では、「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例」（平成 18 年栃木県条例第 39 号。以下「条例」という。）に基づき、平成 20(2006) 年 3 月に「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画」を策定し、現在の 4 期計画（令和 3(2021) 年度から令和 7(2025) 年度まで）に至るまで、食の安全・安心の確保に関する各種施策を総合的かつ計画的に取り組んできたところです。

一方で、依然として食中毒等の食品に起因する健康被害に加え、食品の異物混入や不適正表示等、食に対する信頼を大きく損なう事案が後を絶たない状況であるほか、国内の食を取り巻く情勢においては、食の多様化・グローバル化や食品ロス削減への取組の強化、いわゆる「健康食品」への関心の高まり等大きく変化しております。

こうしたことから、生産から消費に至る食品の安全性と信頼性を一貫して確保するための関連する施策の継続的な推進を基本としつつ、将来を見据えた食の安全の確保を目指し、5 期計画（以下「計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置付け

計画は、条例第 8 条の規定に基づき策定します。

3 計画の期間

計画は、令和 8(2026) 年度から令和 12(2030) 年度までの 5 か年を計画期間とします。

ただし、当該期間中における社会情勢の変化や制度改正等により、計画への反映が必要になった場合には、随時適切な見直しを行います。

4 他計画等との調和

食品安全行政の推進に当たっては、県の「新とちぎ未来創造プラン」をはじめ、各関係部局が所管する「栃木県農業振興計画」、「第 5 期栃木県食育推進計画（とちぎ食育元気プラン 2030）」等と連携、調和を図りながら、計画を推進していきます。

また、計画と併せて、関連する分野ごとの年度計画として「栃木県食品衛生監視指導計画」を別途策定します。

なお、計画は「持続可能な開発目標（SDGs）」の 17 の目標のうち、「目標 3 すべての人に健康と福祉を」、「目標 4 質の高い教育をみんなに」、「目標 12 つくる責任つかう責任」など複数の目標の達成に資する施策を展開していくものです。

5 計画の基本的な考え方

従来の施策の継続を基本としつつ、食の安全・安心に係る情勢の変化や国の施策等を踏まえ、より一層、食の安全・安心・信頼性の確保のため、各種施策を総合的かつ計画的に推進します。

▶生産から販売に至る各段階における食の安全の確保

食品の安全性を確保するため、事業者による自主的な取組を推進するとともに、行政による監視指導、健康危機管理体制の強化等を図ります。

※事業者：計画においては、農畜水産物及び特用林産物の生産者及び食品の製造、加工、流通、販売等に係わる者としてします。

➤消費者の食に対する信頼性の確保

食品の安全性に対する県民の信頼を確保するため、消費者、事業者、行政等関係者間の情報共有及び相互理解の推進を図ります。

➤将来にわたる食の安全の確保

食の安全を将来にわたり継続的に確保するため、食の安全に取り組む人材の育成、調査研究の推進、さらに、生産から消費に至る各段階において、環境に配慮した持続可能な社会の実現のための事業の推進を図ります。

6 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、「栃木県食品安全推進本部」を中心として、生産から消費に至る各段階において部局横断的に連携・協力しながら、各種施策を総合的に推進します。

また、条例に基づき、「とちぎ食の安全・安心推進会議」を設置し、計画に関する意見を聴取します。

7 計画の進捗管理

計画の進捗状況については、毎年度、各施策ごとの取組状況や指標の目標値の達成状況等を、「とちぎ食の安全・安心推進会議」に報告し、意見を伺いながら、より効果的な施策の実施に努めます。

8 施策の体系一覧

基本目標		施策目標
1 生産から販売に至る 各段階における食の安全の確保	(1)生産段階での安全確保	①安全な農産物の生産の推進 ②安全な畜産物の生産の推進 ③安全な水産物の生産の推進 ④安全な特用林産物の生産の推進
	(2)製造・加工・流通・販売 段階での安全確保	①食品等事業者による衛生管理の推進 ②食品等事業者に対する監視指導の充実
	(3)食の安全と信頼を支えるための 体制の充実及び連携強化	①食品安全行政の総合的な推進 ②健康危機管理体制・対応の強化
2 消費者の食に対する信頼性の確保	(1)消費者、事業者、行政間の 情報の共有	①事業者、行政からの情報の発信 ②消費者の食の安全に関する相談体制の確保
	(2)消費者、事業者、行政間の 相互理解の促進	①消費者、事業者、行政間の相互理解の促進及び 支援
3 将来にわたる食の安全の確保	(1)食の安全を守る人材の育成	①専門的な知識を有する職員の資質向上 ②将来に向けた、食品安全に関する理解促進及び 人材の育成・支援
	(2)食品の安全性を支える調 査研究の推進	①安全な食品を生産、製造するための技術開発及 び研究の推進
	(3)持続可能な社会の実現のため の事業・消費活動の推進	①環境に配慮した事業の推進 ②環境に配慮した消費活動の推進

基本目標1 生産から販売に至る各段階における食の安全の確保

(1) 生産段階での安全確保

① 安全な農産物の生産の推進

農産物の安全確保を図るため、生産段階においては、農薬や肥料の適正な使用や衛生管理等を徹底するとともに、生産者自らが生産工程管理の実施、記録、点検及び評価を行うことにより、持続的な改善を推進します。

- 1 農薬使用に係る指導者の育成
- 2 GAPの実践による安全な農産物の生産促進
- 3 農薬の使用者及び販売者に対する指導・監視の実施
- 4 農産物の生産履歴の記帳とトレーサビリティの推進

② 安全な畜産物の生産の推進

畜産物の生産において、家畜の飼養衛生管理の更なる向上、動物用医薬品の適正使用等を図ることにより、安全な畜産物の供給を推進します。

- 5 畜産農家の家畜生産における飼養衛生管理レベルの向上
- 6 牛個体識別制度の円滑な推進
- 7 家畜生産現場への監視・指導の強化・充実

③ 安全な水産物の生産の推進

水産物の生産において、水産用医薬品の適正使用等の養殖衛生管理の更なる向上を図ることにより、安全な水産物の供給を推進します。

- 8 養殖衛生管理の普及・指導の推進
- 9 水産流通適正化法の理解促進

④ 安全な特用林産物の生産の推進

特用林産物の生産において、放射性物質モニタリング検査の実施、放射性物質対策の徹底により、安全な特用林産物の供給を推進します。

- 10 特用林産物の放射性物質対策による安全な生産促進
- 11 特用林産物の生産再開への支援

(2) 製造・加工・流通・販売段階での安全確保

① 食品等事業者による衛生管理の推進

HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の更なる定着を促進するとともに、適正な食品表示の実施により、信頼される食品供給の推進を図ります。

- 12 HACCPに沿った衛生管理の定着促進
- 13 研修会等を通じた自主衛生管理の促進
- 14 給食施設における衛生管理の徹底並びに食物アレルギー発生予防及び発生時の体制整備
- 15 適正な食品表示の促進

② 食品等事業者に対する監視指導の充実

「栃木県食品衛生監視指導計画」等に基づき、重点的かつ効率的、効果的な監視指導の実施に努めます。

- 16 計画的かつ効率的な食品衛生監視指導の実施
- 17 計画的かつ効率的な食品表示監視指導の実施
- 18 いわゆる「健康食品」に対する監視指導の強化
- 19 食品リコール制度の周知徹底

(3) 食の安全と信頼を支えるための体制の充実及び連携強化

① 食品安全行政の総合的な推進

食の安全の確保に関する全庁的な推進体制である「栃木県食品安全推進本部」を中心として、総合的な施策の推進を図るとともに、食の安全に係る問題に対しては部局横断的に円滑かつ効果的な対応を行います。

- 20 総合的な食品安全行政の推進
- 21 食品安全管理体制の維持運営

② 健康危機管理体制・対応の強化

食の安全に関わる緊急事態は、「栃木県食品安全推進本部」を中心として、迅速かつ的確に対応します。

- 22 健康危機管理体制による緊急事態への迅速な対応

基本目標2 消費者の食に対する信頼性の確保

(1) 消費者、事業者、行政間の情報の共有

① 事業者、行政からの情報の発信

消費者、事業者に対して迅速かつ分かりやすい情報発信を行うとともに、消費者の食の安全に関する知識習得を支援し、情報共有を図ります。

- 23 消費者の学べる場の提供の推進（消費者を対象とした食の安全に関する講習会等の実施）
- 24 食品安全に関する情報共有の推進
- 25 消費者への行政検査結果に関する情報発信の推進

② 消費者の食の安全に関する相談体制の確保

消費者からの食の安全や食品表示、食と農に関する相談等に対して、分かりやすい情報提供に努めるとともに、関係機関と連携した対応を実施します。

- 26 食の安全に関する相談体制の確保

(2) 消費者、事業者、行政間の相互理解の促進

① 消費者、事業者、行政間の相互理解の促進及び支援

食品の供給に関する信頼性の向上を図るため、消費者、事業者、行政間での意見交換会等を通じた交流により相互理解の促進を図ります。

- 27 リスクコミュニケーションによる相互理解の促進
- 28 食に関する体験機会の拡大
- 29 地産地消の促進

基本目標3 将来にわたる食の安全の確保

(1) 食の安全を守る人材の育成

- ① 専門的な知識を有する職員の資質向上
職員の資質向上等により、事業者に対して適切な助言ができる指導者の人材育成に努めます。
 - 30 食品の安全性確保に関する研修の充実
- ② 将来に向けた、食品安全に関する理解促進及び人材の育成・支援
食品に関わる生徒や学生など、将来、自ら食の安全の確保に取り組む人材の育成に努めます。
 - 31 食品の安全性に関する知識習得への支援

(2) 食品の安全性を支える調査研究の推進

- ① 安全な食品を生産、製造するための技術開発及び研究の推進
食の安全、環境に配慮した農産物等の生産技術及び食品等事業者における食品の衛生管理や製造技術を向上させるための開発、研究を推進します。
 - 32 安全で、環境に配慮した農産物の生産に寄与する試験研究の推進
 - 33 食品等事業者への食品安全のための技術支援
 - 34 食品衛生に関する調査研究の推進

(3) 持続可能な社会の実現のための事業・消費活動の推進

- ① 環境に配慮した事業の推進
フードチェーンにおける環境への負荷の低減に向け、環境に配慮した農産物等の生産を推進するほか、生産、製造、販売者等の関係者が連携した食品ロス削減への取組を推進します。
 - 35 環境に配慮した農業の推進
 - 36 食品ロスの削減の促進（行政、事業者の取組）
 - 37 食品廃棄物等の有効利用による資源循環への取組の促進
- ② 環境に配慮した消費活動の推進
環境への負荷の低減に向け、食品を無駄にしない取組など、環境に配慮した消費者の取組を推進します。
 - 38 消費者の行動変容等を通じた食品ロスの削減の促進
 - 39 食に感謝する心の醸成及び食環境づくりによる食育の推進

目標値一覧

基本目標	指標名 ※(指標名の「新」「継」「変」は4期計画からの「新規」「継続」「変更」の別)	現状 R6(2024)年度	目標値 R12(2030)年度	目標値の考え方
基本目標 1 生産から販売に至る各段階における食の安全の確保				
(1) 生産段階での安全確保				
新	「農業管理指導士」の新規認定者延べ数	333人 (R2~6の延べ数)	340人 (R8~12の延べ数)	5か年の新規認定者延べ数
継	農薬使用者・農薬販売者に対する立入検査件数	207件	200件/年	農薬販売者(約1,000件)に対して概ね5年に1回巡回
新	家畜生産農場における衛生管理対策の指導	113% (指導数853件)	100%/年	栃木県飼養衛生管理指導等計画に定められた飼養衛生管理基準遵守指導数に対する達成率
変	人獣共通感染症のサーベイランスの徹底	26戸	100%/年	特定家畜伝染病防疫指針に基づく家さん飼養農場の高病原性鳥インフルエンザウイルス検査件数に対する実施率
新	家畜生産農場における薬剤耐性菌の調査	100% (サルモネラ属菌 検出農場数6件)	100%/年	人獣共通感染症の原因となるサルモネラ属菌等検出農場の薬剤感受性調査の実施率
継	養殖等経営体に対する養殖衛生管理指導	100%	100%/年	全養殖等経営体(57件)に対する指導の実施率
継	野生山菜・きのこ販売所の巡回	100%	100%/年	巡回対象の販売所(R6時点で196か所)全てを年1回以上指導
(2) 製造・加工・流通・販売段階での安全確保				
継	大規模又は広域流通食品製造事業者(HACCPに沿った衛生管理を実施する施設)への専門監視件数	22施設	20施設/年	大規模事業者等(約100施設)を対象に5年間で全施設の監視指導を実施
継	保育所等の施設指導を通じた食物アレルギー発症時の緊急対応に係わる体制整備支援	100%	100%/年	施設指導時に体制整備に係る支援を行った割合
変	学校給食関係者対象の衛生管理や食物アレルギーについての研修の実施	2回	2回以上/年	栄養教諭、学校栄養職員、給食主任等を対象に研修を実施
継	食品関係施設に対する監視指導	105% (6,474/6,160件)	100%/年	
継	食品表示合同監視指導(健康増進法に基づく虚偽誇大表示の監視も同時に実施)	113% (54/48件)	100%/年	栃木県食品衛生監視指導計画等に基づく監視指導件数、検査件数の達成率
継	食品検査の実施	103% (1,874/1,814件)	100%/年	
(3) 食の安全と信頼を支えるための体制の充実及び連携強化				
変	残留農薬一斉分析法における検査項目数の維持	311項目	300項目以上	国内及び海外で主に使用されている農薬の項目数
基本目標 2 消費者の食に対する信頼性の確保				
(1) 消費者、事業者、行政間の情報の共有				
継	食の安全に関する情報発信回数	71回	50回以上/年	週1回以上発信
(2) 消費者、事業者、行政間の相互理解の促進				
新	リスクコミュニケーションを実施するための場の設定	2回	2回以上/年	一般県民及び食に対する関心が高い世代を対象としたリスクコミュニケーションを実施するための場の設定
基本目標 3 将来にわたる食の安全の確保				
(1) 食の安全を守る人材の育成				
継	食品表示関係者会議等での事例検討会の実施	1回	1回以上/年	年度毎に相談事例や指導事例を共有することによる効果的かつ効率的な監視等の実施
継	県内小・中学校を対象とした講習会の実施市町数	11市町	5市町以上/年	宇都宮市を除く24市町を5年で実施
(3) 持続可能な社会の実現のための事業・消費活動の推進				
変	天敵農薬の使用面積	1,285ha	1,585ha	年間50ha増加

VERY 
GOOD
LOCAL

とちぎ

とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画(5期計画)
令和8(2026)年度～令和12(2030)年度

令和8(2026)年3月発行

編集発行／栃木県

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1-1-20

保健福祉部医薬・生活衛生課 電話028-623-3114